# (別記様式第1号)

	1
計画作成年度	令和4年度
	新潟市(代表)、長岡市、上越市、三条市、
	柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十
	日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、
計画主体	妙高市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、魚沼
	市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、
	田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南
	町、刈羽村、関川村、粟島浦村

# 新潟県広域鳥獣被害防止計画

# <連絡先>

担 当 部 署 名 新潟市環境政策課(代表)

所 在 地 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1

電 話 番 号 025-226-1359

F A X 番号 025-222-7031

メールアドレス kansei@city.niigata.lg.jp

# 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ		
計画期間	令和5年度~令和8年度		
対象地域	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、		
	加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、		
	五泉市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、		
	弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、		
	関川村、粟島浦村		

# 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

# (1)被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被	害数値
ニホンジカ	稲、飼料作物	1. Oha	1,335千円
イノシシ	稲	86.7ha	77,824千円
ツキノワグマ	野菜、飼料作物	3. 5 h a	1,879千円

# (2)被害の傾向

ニホンジカ	平成27年度から二ホンジカによる被害金額が報告され始め、令和3年度の被害金額は1,335千円となり、前年度から653千円増加している。 地域別では、上越地域や中越地域で農作物被害が発生している。
イノシシ	令和3年度のイノシシによる被害金額は77,824千円で、前年度から47,039千円減少したが、依然として獣類で最も大きな被害となっている。 地域別では、魚沼地域や中越地域で被害金額が多いが、近年、下越地域での増加も見られ、県内全域で農作物被害が発生している。
ツキノワグマ	令和3年度のツキノワグマによる被害金額は1,879千円となっている。 地域別では、中越地域や下越地域で農作物被害が発生している。

# (3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
ニホンジカ	1. 0 h a	現状値 10%減
	1,335千円	
イノシシ	86.7ha	現状値 10%減
	77,824千円	
ツキノワグマ	3. 5 h a	現状値 10%減
	1,879千円	

# (4) 従来講じてきた被害防止対策

従	大瞬してさた被害防止対策 生来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	・有害捕獲の実施	・捕獲数は増加傾向にあるものの、二
に関す	・国の交付金等を活用した捕獲機材	ホンジカやイノシシは繁殖能力が高
る取組	の導入	く、生息数の増加、生息域の拡大に
	・技術向上を目的とした研修会の実	歯止めがかかっていないため、捕獲
	施	圧の更なる強化が必要である。
	・捕獲従事者の確保、育成	・現在の猟友会員の年齢構成から、今
	(狩猟免許取得希望者等を対象とし	後、捕獲従事者の確保が困難となる
	た講習会の開催や県及び市町村の	おそれがある。従来講じてきた捕獲
	補助事業等の活用による狩猟免許	従事者の確保育成対策により、狩猟
	取得費用等の助成)	免許の新規取得者数は増加傾向にあ
		るが、今後も取組の継続が必要であ
		る。
		・大型獣の生息数や生息域の拡大に伴
		い、農作物被害や人身被害の増加も
		懸念されており、市町村間の広域的
		な連携、情報共有を行うほか、大型
		獣の捕獲に使用する大口径ライフル
		銃やスラッグ弾の使用者を確保する
		ことが必要である。
防護柵	・国の交付金等を活用した防護柵の	・防護柵は、正しく設置することによ
の設置	導入	り効果を発揮することから、導入時
等に関		だけではなく、継続的に適切な設置
する取		や管理方法の指導等が必要である。
組		
生息環	・集落診断の実施や研修会の開催等	・関係機関の連携、情報共有。
境管理	による放任果樹・放任野菜の除去、	・集落での合意形成や取組の必要性の
その他	緩衝帯の整備	普及啓発。
の取組		

## (5) 今後の取組方針

- ・被害状況の把握に努め、各市町村の被害状況に応じた捕獲機材の導入や侵入防止柵の設置を進める。また、関係機関が連携して研修会等を行い、効果的な使用方法を地域へ周知する。
- ・従来行ってきた狩猟免許取得を支援する担い手確保の取組に加えて、一般社団法人 新潟県猟友会が新潟市西蒲区福井で整備を進める「新潟ライフル射撃場(仮称)」 において、大型獣の捕獲に有効な大口径ライフル銃やスラッグ弾の使用者の確保及 び捕獲技術の向上を推進する。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

## (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・各市町村が狩猟者等の外部団体への委託等により捕獲を行う。鳥獣被害対策実施隊 を組織している市町村においては、実施隊による捕獲も行う。
- ・捕獲等を推進するため、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者 にライフル銃を所持させる。

#### (2) その他捕獲に関する取組

1 7 1 1 1 1	110 100 1 0 11 1	
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンジカ、	・捕獲従事者の確保、育成
~	イノシシ、	狩猟免許取得希望者等を対象とした講習会の開催
令和8年度	ツキノワグマ	や県及び市町村の補助事業を活用した狩猟免許取
		得にかかる費用助成等を通じて、捕獲従事者の増員
		を図る。
		・捕獲機材の導入
		各市町村で被害状況に応じた捕獲機材の導入を行
		う。
		・わな猟又は銃猟を対象とした捕獲研修会を実施す
		る。

# (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

各市町村の鳥獣被害防止計画に定める捕獲計画に基づき設定する。

対象鳥獣		捕獲計瓦	画数等	
<b>对多局部</b>	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ	920頭	845頭	780頭	720頭
イノシシ	6,586頭	9, 427頭	12,533頭	15,923頭
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限	必要最小限

## 捕獲等の取組内容

- ・ニホンジカ、イノシシについては、銃器やわなによる捕獲を実施する。
- ・ツキノワグマについては人身被害のおそれがある場合に、銃器及びわなによる捕獲 を実施する。
- ※取組内容の詳細は、各市町村の鳥獣被害防止計画に定める。

# ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

大型獣の生息数の増加や生息域の拡大に伴い、農作物被害や人身被害の増加が懸念されており、大型獣の捕獲には大口径ライフル銃やスラッグ弾の使用が有効であることから、ライフル銃による捕獲等を実施する。

冬期間のイノシシやニホンジカの捕獲圧を高めるため、山間部において安全が適 正に確保できる場合は、ライフル銃を使用した捕獲等を実施する。

#### (4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
各市町村の鳥獣	<b>状被害防止計画に定める。</b>

# 4. 防護柵の設置等に関する事項

#### (1)侵入防止柵の整備計画

<b>社会自</b> ₩			備内容	
├──対象鳥獣 ├	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ、	各市町村が鳥獣被害防止計画に基づき整備する。			
イノシシ、				
ツキノワグマ				

#### (2)侵入防止柵の管理等に関する取組

<b>分</b> 免自₩		取	組内容	
├ 対象鳥獣 ├	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ、	各市町村が鳥獣	(被害防止計画に	基づき取組を行う	ð 。
イノシシ、				
ツキノワグマ				

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンジカ、	・被害防止対策に関する検討会や研修会を開催する。
~	イノシシ、	・被害防止活動に取り組む意識啓発を図る。
令和8年度	ツキノワグマ	・生息状況調査を実施する。

- 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項
- (1)関係機関等の役割

※各市町村の鳥獣被害防止計画に定めるが、概ね下記のとおり。

<b>間を採用生の夕</b> 牧	<b>犯</b> 宝山
関係機関等の名称	役割
30市町村	・出没情報等の収集、蓄積、発信
	・関係機関との連絡調整
	・住民の安全確保
	・パトロール
鳥獣被害対策実施隊・地区猟友会	・追い払い
	•捕獲
	・パトロール
警察署	・住民の安全確保
	・パトロール
新潟県	•情報収集
	・麻酔猟銃の許可及び許可申請に関する助言
新潟県(地域振興局健康福祉(環	・被害防止対策の助言、協力
境)部)	

# (2) 緊急時の連絡体制

各市町村の鳥獣被害防止計画に定める。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

各市町村の鳥獣被害防止計画に基づき、捕獲等をした現場での埋設や適切な処理 施設での焼却等により処理する。

- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
- (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	各市町村の鳥獣被害防止計画に基づき、利用可能なものにつ
	いては利用を図る。
ペットフード	同上
皮革	同上
その他(油脂、骨製	同上
品、動物園等でのと	
体給餌、学術研究	
等)	

## (2) 処理加工施設の取組

各市町村の鳥獣被害防止計画に基づき取組を行う。

#### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲したニホンジカ及びイノシシを食用として利用するための衛生管理等を含めた、狩猟者に必要な知識・技能を学ぶための講習会を開催することにより、ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成を図る。

# 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

## (1)協議会に関する事項

協議会の名称	新潟県広域被害防止協議会	
構成機関の名称	役割	
30市町村	・事業の推進	
	・捕獲従事者の確保、育成	
一般社団法人新潟県猟友会	・追い払い	
	・捕獲の実施	
	・新潟ライフル射撃場(仮称)の整備、運営、管理	
新潟県	・農作物被害防止施策の推進	
	・新潟ライフル射撃場(仮称)整備事業の推進	
	-協議会事務局	

# (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
新潟県(地域振興局健康福	■情報提供、助言
祉 (環境) 部)	・情報の共有

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

各市町村の鳥獣被害防止計画に定める。

#### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

一般社団法人新潟県猟友会が新潟市西蒲区福井で整備を進める「新潟ライフル射撃場(仮称)」において、大型獣の捕獲に有効な大口径ライフル銃やスラッグ弾の 使用者の確保及び捕獲技術の向上を推進する。

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策の実施にあたっては、新潟県ニホンジカ管理計画、新潟県イノシシ管理計画、新潟県ツキノワグマ管理計画との整合性を図ることとする。

# 連絡先一覧(新潟市は表紙に記載)

		T		
担当部署名	長岡市環境政策課		上越市環境保全課	
所在地	長岡市寿3丁目6一1	所在地	上越市木田1丁目1一3	
電話番号	0258-24-0528		025-520-5690	
FAX番号	0258-24-6553	FAX番号	025-520-5853	
メールアドし	ノス	メールアドレ	ノス	
kankyo@city	. nagaoka. Ig. jp	kankyo@city	.joetsu.lg.jp	
担当部署名	三条市農林課	担当部署名	柏崎市 <del>農政課</del> 環境課	
所在地	三条市旭町2丁目3-1	所在地	柏崎市日石町2-1	
電話番号	0256-34-5652	電話番号	0257-21-2279	
FAX番号	0256-33-7250	FAX番号	0257-22- <del>5904</del> 5116	
メールアドし	ノス	メールアドレ	ノス	
nourin@city	. sanjo. niigata. jp	kankyo@city.	kashiwazaki.lg.jp	
担当部署名	新発田市農林水産課	担当部署名	小千谷市市民生活課	
所在地	新発田市住田 510	所在地	小千谷市城内2丁目7-5	
電話番号	0254-33-3108	電話番号	0258-83-3509	
FAX番号	0254-33-3930	FAX番号	0258-83-4160	
メールアドレス		メールアドレ	ノス	
norinsui@ci	ty. shibata. Ig. jp	shimin-ke@c	shimin-ke@city.ojiya.niigata.jp	
担当部署名	加茂市農林課	担当部署名	十日町市農林課	
所在地	加茂市幸町2丁目3-5	所在地	十日町市千歳町3丁目3	
電話番号	0256-52-0080	電話番号	025-757-9917	
FAX番号	0256-53-4679	FAX番号	025-752-4635	
メールアドレ	ノス	メールアドレス		
norin@city.	kamo.niigata.jp	t-norin@cit	y.tokamachi.lg.jp	
担当部署名	見附市農林創生課	担当部署名	村上市環境課	
所在地	見附市昭和町2丁目1一1	所在地	村上市三之町1-1	
電話番号	0258-62-1700	電話番号	0254-53-2111	
FAX番号	0258-63-5775	FAX番号	0254-53-3840	
メールアドレ	ノス	メールアドレス		
nour insouse	i@city.mitsuke.niigata.jp	kankyo-sk@city.murakami.lg.jp		
担当部署名	燕市生活環境課	担当部署名	糸魚川市環境生活課	
所在地	燕市吉田西太田 1934	所在地	糸魚川市一の宮1丁目	
電話番号	0256-77-8167		2-5	
FAX番号	0256-77-8208	電話番号	025-552-1511	
メールアドレス		FAX番号	025-552-1066	
kankyo@city.tsubame.lg.jp		メールアドレス		
		kankyo@city.itoigawa.lg.jp		

		T		
担当部署名			五泉市環境保全課	
所在地		所在地		
	0255-74-0033		0250-43-3911	
FAX番号	0255-73-8206	FAX番号	0250-41-0006	
メールアドレ	·ス	メールアドレ	·ス	
kankyoseikat	cuka@city.myoko.niigata.jp	kankyo@city.	gosen. lg. jp	
担当部署名	阿賀野市農林課	担当部署名	佐渡市農業政策課	
所在地	阿賀野市岡山町 10-15	所在地	佐渡市千種 232	
電話番号	0250-62-2510	電話番号	0259-63-5117	
FAX番号	0250-62-2521	FAX番号	0259-63-5127	
メールアドレ	·ス	メールアドレ	·ス	
nourin@city.	agano. lg. jp	u-seisan@cit	u-seisan@city.sado.niigata.jp	
担当部署名	魚沼市農政課	担当部署名	南魚沼市環境交通課	
	魚沼市小出島 910	所在地	南魚沼市六日町 180 番地 1	
	025-793-7647		025-773-6666	
	025-793-1016		025-772-3055	
メールアドレス			メールアドレス	
nousei@city.uonuma.lg.jp		kankyou@city	v.minamiuonuma.lg.jp	
	胎内市農林水産課	<del> </del>	聖籠町産業観光課	
	胎内市新和町2-10	所在地	北蒲原郡聖籠町大字	
	0254-43-6111		諏訪山 1635 番地 4	
	0254-43-5502	電話番号	0254-27-2111	
メールアドレ			0254-27-2119	
noushin@city	v.tainai.lg.jp	メールアドレ	メールアドレス	
			seiro.niigata.jp	
担当部署名	弥彦村建設企業課	1	田上町産業振興課	
所在地	西蒲原郡弥彦村大字矢作	所在地	南蒲原郡田上町大字	
	402		原ヶ崎新田 3070	
電話番号	0256-94-1022	電話番号	0256-57-6225	
	0256-94-1024		0256-57-3112	
  メールアドレ		メールアドレ		
	l. yahiko. niigata. jp	· ·	t2252@town.tagami.lg.jp	
	阿賀町農林課	-	出雲崎町町民課	
	東蒲原郡阿賀町鹿瀬 8931		三島郡出雲崎町大字	
	番地 1		川西 140	
	0254-92-3330	電話番号		
	0254-92-0081		0258-78-4483	
メールアドレス		メールアドレス		
chouju@town.aga.lg.jp		tyoumin@town.izumozaki.niigata.jp		
		) : ( COM		
l	_	1		

担当部署名	湯沢町環境農林課	担当部署名	津南町農林振興課
所在地	南魚沼郡湯沢町大字	所在地	中魚沼郡津南町大字
	神立 300		下船渡戊 585
電話番号	025-788-0291	電話番号	025-765-3115
FAX番号	025-784-3582	FAX番号	025-765-4625
メールアドレ	ス	メールアドレス	
kankyounour i	n@town.yuzawa.lg.jp	norin@town.tsunan.niigata.jp	
担当部署名	刈羽村産業政策課	担当部署名	関川村農林課
所在地	刈羽郡刈羽村大字	所在地	岩船郡関川村大字
	割町新田 215 番地 1		下関 912
電話番号	0257-45-3913	電話番号	0254-64-1447
FAX番号	0257-45-2818	FAX番号	0254-64-0079
メールアドレ	ス	メールアドレ	·ス
sangyou@vill	.kariwa.lg.jp	norin@vill.s	ekikawa.lg.jp
担当部署名	粟島浦村産業振興課		
所在地	岩船郡粟島浦村字		
	日ノ見山 1513 番地 11		
電話番号	0254-55-2111		
FAX番号	0254-55-2159		
メールアドレ	ス		
norin@vill.a	washimaura.lg.jp		